

## 地域密着型通所介護にかかるQ & A（平成28年5月9日版）

通所介護事業所のうち、小規模の事業所(利用定員18人以下)については平成28年4月から「地域密着型通所介護」として地域密着型サービスに位置付けられることになりましたので、その取扱いをQ&A形式でまとめました。

なお、今後の厚生労働省からの通知等により、下記の取扱いが変更となる場合がありますのでご注意ください。

Q1 「地域密着型サービス」になることによりどのような点が変わるのか？

A1

- ① 京都市の被保険者(住所地特例対象被保険者を除く)だけがサービスを利用できません。
- ② 地域との連携として、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される「運営推進会議」を設置し、6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける必要があります。
- ③ 介護報酬については、前年度の1月当たりの平均利用延者人員数は関係なく、全て地域密着型通所介護費で算定します。

Q2 地域密着型通所介護への移行前から利用している京都市以外の市町村からの利用者はどうなるか？

A2 平成28年3月31日現在、当該通所介護事業所(介護予防を除く)を利用していた人(利用者と事業所の間で契約が継続している場合)は、それぞれの住所地である市町村の指定があったものとみなされるため、引き続き利用することが可能となっています。

Q3 平成28年4月以降に通所介護及び地域密着型通所介護事業所が定員変更を行う場合の手続きは？

A3

- ①【事業所の利用定員「18人以下」の範囲で変更する場合】  
⇒「変更届」を提出することが必要となります。  
なお、18人以下の範囲で定員増をする場合は、事前協議が必要となります。
- ②【事業所の利用定員「18人以下」から「19人以上」に変更する場合】  
⇒地域密着型通所介護の事業所としての「廃止届」を提出し、通所介護の事業所としての「新規指定」の申請を行うことが必要となります。  
なお、指定申請に係る事前相談は必要です。
- ③【事業所の利用定員「19人以上」から「18人以下」に変更する場合】  
⇒通所介護の事業所としての「廃止届」を提出し、地域密着型通所介護の事業所としての「新規指定」の申請を行うことが必要となります。

指定申請に係る事前相談は必要です。

なお、平成28年3月31日までに契約をしていた市外被保険者はサービスを利用できなくなり、当該市外被保険者が他事業所において継続的にサービスを受けることができるよう、居宅介護支援事業所等と十分調整の上、適切な対応をお願いします。

④【事業所の利用定員「19人以上」の範囲で変更する場合】

⇒「変更届」を提出することが必要となります。

19人以上の範囲で定員増をする場合は、事前協議が必要となります。

Q4 地域密着型通所介護への移行後、他市町村の利用者を新たに受け入れるときは、どのような手続きが必要か？

A4 移行後は、原則、京都市の住民だけが利用できることとなっているため、他市町村の住民は利用できません。

Q5 休止中の事業所は、地域密着型通所介護のみなし指定の対象となるのか？

A5 休止中の事業所もみなし指定の対象となります。

Q6 介護予防通所介護についても、平成28年3月31日現在、利用定員が18人以下の場合、地域密着型サービスに移行したのか？

A6 平成28年4月以降も、平成30年3月31日までは、引き続き、地域密着型ではなく、広域型の介護予防通所介護のままとなります。

Q7 地域密着型通所介護のみなし指定の指定有効期間(満了日)はどうなるのか？

A7 移行前の通所介護の指定有効期間(満了日)が、当該みなしの指定の有効期間となります。

Q8 地域密着型通所介護へ移行したことに伴い、運営規程の変更は必要か？また、変更届出書の提出は必要か？

A8 サービス種別が変更となりますので、地域密着型サービスとしての運営規程を作成する必要があります。通常の事業実施地域については、市外の地域を含めることは認められません。

なお、地域密着型通所介護の運営規程を新たに作成したことに関する京都市への変更届出書の提出は不要です。

Q9 地域密着型通所介護へ移行したことに伴い、改めて利用者と契約書を結び直す必要があるのか？重要事項説明書の取扱いは？

A9 契約書については、後々のトラブルを避けるためにも制度改正に対応した契約書を改めて取り交わすことが望ましいと考えますが、契約内容に大きな変更点がなく、契約の当事者双方が問題ないと判断するならば、覚書や同意書等にて対応するなどの方法でも可能と考えます。

重要事項説明書については、変更点のみの説明でも構いませんが、必ず文書等確実な方法(説明を行った事実を後から確認できる方法)にて説明を行ってください。

その際は、地域密着型サービスとなること、運営推進会議に関する事などについて説明してください。特に、平成27年度の算定区分(規模)が「通常規模型通所介護費」であった事業所の場合は、サービス利用料が高くなりますので、必ず変更後の料金表等を用いて説明してください。